

予算案件（4件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	137	令和6年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
2	138	令和6年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
3	139	令和6年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
4	140	令和6年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課

## 条例案件（12件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	141	専決処分の報告について（熊本市税条例の一部改正）	財政局 税制課
2	142	熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	総務局 総務課
3	143	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務局 情報政策課
4	144	熊本市税条例の一部改正について	財政局 税制課
5	145	熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	消防局 警防課
6	146	熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	健康福祉局 障がい福祉課
7	147	熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい福祉課
8	148	熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい福祉課
9	149	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局 総務企画課
10	150	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	上下水道局 総務課
11	151	熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	経済観光局 企業立地推進課
12	152	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	交通局 総務課

## その他の案件（34件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	自153 至170	市道の認定について（18路線）	都市建設局 土木総務課
2	自171 至174	市道の廃止について（4路線）	都市建設局 土木総務課
3	175	訴えの提起について（県道熊本田原坂線に附属する道路の附属物の瑕疵に係る損害賠償請求事件）	都市建設局 道路整備課
4	176	和解の成立について（市道内に倒れた竹木と自動車との接触事故に係る損害賠償請求事件）	都市建設局 土木総務課
5	177	調停の成立について（写真の無断使用に係る解決金の額の確定）	教育委員会 教育改革推進課
6	178	山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	環境局 廃棄物計画課
7	179	工事請負契約締結について（国指定重要文化財熊本城田子櫓ほか4棟復旧工事（その4））	総務局 工事契約課
(8)	182	工事請負契約締結について（熊本城宇土櫓続櫓石垣復旧（解体）工事）	総務局 工事契約課
(9)	183	工事請負契約締結について（熊本城石門北側石垣復旧工事）	総務局 工事契約課
10	180	工事請負契約締結について（熊本市役所本庁舎受変電設備その他改修工事）	総務局 工事契約課
(11)	184	工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化機械設備改修工事（第4期））	総務局 工事契約課
12	181	工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化電気設備改修工事（第4期））	総務局 工事契約課
(13)	185	工事請負契約締結について（熊本市総合屋内プール特定天井その他改修工事（その2））	総務局 工事契約課
(14)	186	工事請負契約締結について（帯山中学校校舎増改築工事（その4））	総務局 工事契約課

## 報告案件（17件）

整理番号	報番号	案 件	所管課
1	12	予算繰越計算書について（令和5年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書）	財政局 財政課
2	13	予算繰越計算書について（令和5年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書）	財政局 財政課
3	14	予算繰越計算書について（令和5年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
4	15	予算繰越計算書について（令和5年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
5	16	予算繰越計算書について（令和5年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
6	17	専決処分の報告について（国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	18	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③-2）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	19	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（A1-P1・P5）上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	20	専決処分の報告について（一般県道池上インター線Bランプ橋橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	21	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）池上地区道路改良その9工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	22	専決処分の報告について（一般県道池上インター線Cランプ橋（C2）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(12)	28	専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
13	23	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
14	24	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械設備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
15	25	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事（その2）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
16	26	専決処分の報告について（熊本競輪場競走路建設工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
17	27	専決処分の報告について（熊本競輪場競走路舗装工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和6年第二回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
<p>【1】 議第141号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（熊本市税条例の一部改正）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;            地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、熊本市税条例（昭和25年告示第89号）について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求めるもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設                令和6年能登半島地震によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除を適用することができることとする。</li> <li>2 個人の市民税の定額減税の特例の新設                令和6年度分の個人の市民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、8,000円の減税を行う。</li> <li>3 宅地等及び農地に係る固定資産税等の負担調整措置の3年間の延長</li> <li>4 その他規定の整備</li> </ol> <p>&lt;施行日&gt;            改正内容1 → 公布の日（令和6年（2024年）3月31日）            改正内容2から4まで → 令和6年（2024年）4月1日</p> <p>&lt;専決日&gt;            令和6年（2024年）3月31日</p>
<p>【2】 議第142号</p>	<p>件名：熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;            地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;            引用条項の整備</p> <p>&lt;施行日&gt;            公布の日</p>

<p>【3】 議第 143 号</p>	<p>件名：熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt; 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の施行による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt; 生活保護法の改正に伴う文言の整備</p> <p>&lt;施行日&gt; 公布の日</p>
<p>【4】 議第 144 号</p>	<p>件名：熊本市税条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt; 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;</p> <p>1 次に掲げる設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定める。</p> <p>(1) 特定バイオマス発電設備のうち総務省令で定める規模等に該当するもの → 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の7分の6</p> <p>(2) 一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した固定資産のうち政令等で定めるもの → 当該固定資産に係る固定資産税等の課税標準となるべき価格の2分の1</p> <p>2 その他規定の整備</p> <p>&lt;施行日&gt; 改正内容1 → 公布の日 改正内容2 → 令和7年4月1日等</p>

【5】  
議第 145 号

件名：熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

<改正理由>

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）の施行に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の改定をするため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

補償基礎額の改定

(1) 非常勤消防団員

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
	↓	↓	
分団長及び副分団長	12,500円	13,350円	
	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	↓	↓	↓
	10,800円	11,650円	12,500円
	8,900円	9,790円	10,670円
	↓	↓	↓
	9,100円	9,950円	10,800円

(2) 消防作業従事者等

8,900円 → 9,100円

<施行日>

公布の日（令和6年（2024年）4月1日適用）

<p>【6】 議第 146 号</p>	<p>件名：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;  児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 5 号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;  次に掲げる条例につき、引用条項の整備を行う。</p> <p>(1) 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 9 3 号）</p> <p>(2) 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 9 4 号）</p> <p>(3) 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 0 5 号）</p> <p>&lt;施行日&gt;  公布の日</p>
<p>【7】 議第 147 号</p>	<p>件名：熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府、厚生労働省令第 3 号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;  引用条項の整備</p> <p>&lt;施行日&gt;  公布の日等</p>



<p>【8】 議第 148 号</p>	<p>件名：熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;          障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;          引用条項の整備</p> <p>&lt;施行日&gt;          公布の日</p>
<p>【9】 議第 149 号</p>	<p>件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;          子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;          1 小学生の子等の養育のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇の導入に伴う規定の整備          2 その他規定の整備</p> <p>&lt;施行日&gt;          公布の日</p>
<p>【10】 議第 150 号</p>	<p>件名：熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について</p> <hr/> <p>&lt;改正理由&gt;          子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;改正内容&gt;          1 小学生の子等の養育のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇の導入に伴う規定の整備          2 その他規定の整備</p> <p>&lt;施行日&gt;          公布の日</p>

【11】  
議第151号

件名：熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

<改正理由>

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を適用する区域の範囲に、第2期熊本県地域未来投資促進基本計画において新たに本市の工場立地特例対象区域とされた区域を追加する等のため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

条例を適用する区域の範囲の追加等

現行			改正後	
区分	区域の範囲		区分	区域の範囲
甲種区域	沈目地区、坂野地区 (坂野65-1及び坂野65-3に限る。)及び高地区	→	乙種区域	城南工業団地、舞原地区、築地地区、坂野地区、千町地区、今吉野地区、戸島町地区及び改寄町地区
乙種区域	城南工業団地、舞原地区、築地地区、坂野地区(坂野65-1及び坂野65-3を除く。)、千町地区及び今吉野地区			

<施行日>

公布の日

【12】  
議第152号

件名：熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

<改正理由>

子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

- 1 小学生の子等の養育のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇の導入に伴う規定の整備
- 2 その他規定の整備

<施行日>

公布の日

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
<p>【 1 】</p> <p>自 議第 153 号 至 議第 170 号</p>	<p>件名：市道の認定について（18路線）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属</p> <p>(2) 地元要望</p> <p>(3) 管理引継</p> <p>※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>清水新地2丁目第5号線 外17路線</p>
<p>【 2 】</p> <p>自 議第 171 号 至 議第 174 号</p>	<p>件名：市道の廃止について（4路線）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 開発行為</p> <p>(2) 払下げ</p> <p>(3) 管理引継</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>楡木6丁目第3号線 外3路線</p>

【3】  
議第 175 号

件名：訴えの提起について（県道熊本田原坂線に附属する道路の附属物の  
瑕疵に係る損害賠償請求事件）

<提出理由>

県道 3 1 号線（熊本田原坂線）に附属する道路の附属物の瑕疵に係る損害賠償金等の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

1 相手方

- (1) 菊池市泗水町豊水 2 6 6 番地 2  
太陽土木 株式会社  
代表取締役 田中 武
- (2) 熊本市西区沖新町 4 6 8 番地 1  
株式会社 新西土木  
代表取締役 本田 京子

2 訴えの趣旨

相手方に対し、県道 3 1 号線（熊本田原坂線）に附属する道路の附属物である上熊本駅東口駅前広場内の歩行者通路の屋根のうち相手方が構成員である共同企業体が設置したもの（以下「本件屋根」という。）の瑕疵により市が被った損害について、損害賠償金等の請求をする。

3 訴えの概要

令和 5 年 7 月 2 4 日、本件屋根の一部が剥離し、落下する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本市は、本件事故の原因を調査し、本件事故は本件屋根に瑕疵があったことによるものと判断し、本件屋根の撤去及び当該撤去箇所における屋根の設置を行った。

本件屋根の撤去費用として 1 6, 0 5 3, 1 8 7 円を要し、当該撤去箇所における屋根の設置費用として 1 3 1, 5 3 6, 1 6 4 円を要したことから、相手方に対し、これら費用に係る損害賠償を請求した。しかし、度重なる請求にもかかわらず、相手方はこれに応じていない。

そこで、本件屋根の瑕疵に係る損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

【4】  
議第176号

件名：和解の成立について（市道内に倒れた竹木と自動車との接触事故に係る損害賠償請求事件）

<提出理由>

市の所有地に生育していた竹木が市道内に倒れ、走行中の自動車2台と接触し、当該自動車を損傷させた事故に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

1 相手方

自動車を運転していた者（2人）

2 事件名

熊本地方裁判所 令和5年（ワ）第357号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

(1) 相手方は、市に対し、相手方のうちの1人（以下「甲」という。）に対する金28万8669円及びこれに対する令和5年2月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求する。

(2) 相手方は、市に対し、相手方のうちのもう1人（以下「乙」という。）に対する金58万5707円及びこれに対する令和5年2月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

(1) 市は、甲に対し、本件事故による損害賠償債務として、金21万6500円の支払義務があることを認める。

(2) 市は、乙に対し、本件事故による損害賠償債務として、金43万9280円の支払義務があることを認める。

(3) 市は、甲に対し、第1号の金員を、令和6年9月末日限り、相手方が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は、市の負担とする。

(4) 市は、乙に対し、第2号の金員を、令和6年9月末日限り、相手方が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は、市の負担とする。

(5) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。

(6) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

<p>【5】 議第 177 号</p>	<p>件名：調停の成立について（写真の無断使用に係る解決金の額の確定）</p> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>本市を相手方として熊本簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求事件について、調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 申立人 熊本市中央区在住の者</p> <p>2 事件名 熊本簡易裁判所 令和5年（ノ）第126号 損害賠償請求事件</p> <p>3 主な申立内容 申立人は、自ら撮影し、インターネット上のウェブサイトに掲載していた写真を、市のホームページ等で公開されている資料に出所を明示されずに無断で使用されたことについて、市に対し、損害賠償として金8万2000円及び調停に係る出頭日当を支払うことを求める。</p> <p>4 調停条項</p> <p>(1) 市は、申立人に対し、本件解決金として、金1万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 市は、申立人に対し、前号の金員を令和6年7月末日限り、申立人が指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。</p> <p>(3) 申立人は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(4) 申立人及び市は、申立人と市との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(5) 調停費用は、各自の負担とする。</p>
-------------------------	---

<p>【6】 議第 178 号</p>	<p>件名：山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について</p> <p>&lt;提出理由&gt; 山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 熊本市に帰属させる財産 リサイクルプラザとして利用されていた建物が位置する土地</p> <table border="1" data-bbox="395 593 1428 689"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市北区植木町轟字鎌地2582番4</td> <td>12,919.92㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 山鹿植木広域行政事務組合に帰属させる財産 リサイクルプラザに配置されている車両及びその他の備え付けた物品</p> <table border="1" data-bbox="395 790 1428 1041"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2トンダンプ自動車</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ショベルローダー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	地積	熊本市北区植木町轟字鎌地2582番4	12,919.92㎡	名称	数量	2トンダンプ自動車	1	ショベルローダー	1	フォークリフト	2	その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）	
所在地	地積														
熊本市北区植木町轟字鎌地2582番4	12,919.92㎡														
名称	数量														
2トンダンプ自動車	1														
ショベルローダー	1														
フォークリフト	2														
その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）															
<p>【7】 議第 179 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（国指定重要文化財熊本城田子櫓ほか4棟復旧工事（その4））</p> <p>&lt;提出理由&gt; 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請 負 金 額      1,061,500,000円</p> <p>2 契約の相手方      熊本市東区戸島町920番地6 株式会社 カワゴエ 代表取締役 川越 一弘</p> <p>※ 工期 議決日から令和10年（2028年）9月29日までの予定</p>														

<p>(8) 議第 182 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（熊本城宇土櫓続櫓石垣復旧（解体）工事）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 353,650,000円</p> <p>2 契約の相手方 大林組・岩永組特定建設工事共同企業体 代表者 福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社 大林組 九州支店 執行役員支店長 上田 哲夫</p> <p style="text-align: right;">熊本市中央区南熊本4丁目8番32号 株式会社 岩永組 代表取締役 岩永 一宏</p> <p>※ 工期 議決日から令和7年（2025年）9月30日までの予定</p>
<p>(9) 議第 183 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（熊本城石門北側石垣復旧工事）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 323,950,000円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社 大林組 九州支店 執行役員支店長 上田 哲夫</p> <p>※ 工期 議決日から令和8年（2026年）3月13日までの予定</p>



【10】  
議第180号

件名：工事請負契約締結について（熊本市役所本庁舎受変電設備その他改修工事）

<提出理由>

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

- |          |   |
|----------|---|
| 1 請負金額   | 583,000,000円                                |
| 2 契約の相手方 | 電盛社・公栄設備建設工事共同企業体                           |
| 代表者      | 熊本市中央区世安2丁目1番29号<br>株式会社 電盛社<br>代表取締役 本田 安博 |

熊本市北区徳王1丁目1番47号  
公栄設備工業 株式会社  
代表取締役 橋山 順一

※ 工期 議決日から令和8年（2026年）2月13日までの予定

<p>(11) 議第184号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化機械設備改修工事（第4期））</p>
	<p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 425,150,000円</p> <p>2 契約の相手方 明誠・九州設備管理・東和建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区山ノ神2丁目10番1号 株式会社 明誠設備 代表取締役 塚本 光輝</p> <p>熊本市北区楠5丁目3番27号 九州設備管理 有限会社 代表取締役 江種 圭</p> <p>熊本市東区戸島1丁目8番27号 株式会社 東和 代表取締役 松本 貴士</p> <p>※ 工期 議決日から令和8年（2026年）1月23日までの予定</p>

<p>【12】 議第181号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化電気設備改修工事（第4期））</p>
	<p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 329,010,000円</p> <p>2 契約の相手方 九設・藤電気建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区石原3丁目6番13号 九州電設 株式会社 代表取締役 川内 省三</p> <p>熊本市中央区水前寺1丁目8番11号 有限会社 藤電気 代表取締役 加藤 寛治</p> <p>※ 工期 議決日から令和8年（2026年）1月23日までの予定</p>

<p>(13) 議第185号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（熊本市総合屋内プール特定天井その他改修工事（その2））</p>
	<p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 875,930,000円</p> <p>2 契約の相手方 坂口・武末特定建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区水前寺公園28番43-501号 坂口建設 株式会社 代表取締役 坂口 洋亮</p> <p>熊本市南区近見1丁目16番6号 武末建設 株式会社 代表取締役 八本 敏郎</p> <p>※ 工期 議決日から令和7年（2025年）10月31日までの予定</p>

<p>(14) 議第186号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（帯山中学校校舎増改築工事（その4））</p> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 1,463,000,000円</p> <p>2 契約の相手方 吉永・増永建設工事共同企業体</p> <p>代表者 熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号 株式会社 吉永産業 代表取締役 吉永 隆夫</p> <p>熊本市中央区水前寺3丁目3番25号 株式会社 増永組 代表取締役 鷹尾 雄二</p> <p>※ 工期 議決日から令和8年（2026年）2月27日までの予定</p>
------------------------	--

【 報告案件（予算） 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【1】 報第12号	件名：予算繰越計算書について（令和5年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書）
【2】 報第13号	件名：予算繰越計算書について（令和5年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書）
【3】 報第14号	件名：予算繰越計算書について（令和5年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書）
【4】 報第15号	件名：予算繰越計算書について（令和5年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書）
【5】 報第16号	件名：予算繰越計算書について（令和5年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書）



<p>【7】 報第18号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③-2）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt; 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 1,462,484,992円 ↓ 1,436,431,356円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区比恵町1-30-206 矢田工業株式会社 九州営業所 所長 青木 肇</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）4月30日</p>
<p>【8】 報第19号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（A1-P1・P5）上部工工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt; 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 1,327,920,000円 ↓ 1,371,201,362円</p> <p>2 契約の相手方 昭和コンクリート・諫山建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区神水2丁目7番10号 昭和コンクリート工業株式会社 熊本営業所 所長 宇野 親良</p> <p>熊本市中央区白山3丁目2番15号 諫山工業株式会社 代表取締役社長 諫山 努</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）3月27日</p>



<p>【9】 報第20号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線Bランプ橋橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1 請負金額</td> <td>915,706,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>925,397,622円</td> </tr> <tr> <td>2 契約の相手方</td> <td>福岡市博多区博多駅東2丁目5-19 川田工業 株式会社 九州営業所 所長 柴田 友和</td> </tr> <tr> <td>3 専決日</td> <td>令和6年（2024年）3月25日</td> </tr> </table>	1 請負金額	915,706,000円		↓		925,397,622円	2 契約の相手方	福岡市博多区博多駅東2丁目5-19 川田工業 株式会社 九州営業所 所長 柴田 友和	3 専決日	令和6年（2024年）3月25日
1 請負金額	915,706,000円										
	↓										
	925,397,622円										
2 契約の相手方	福岡市博多区博多駅東2丁目5-19 川田工業 株式会社 九州営業所 所長 柴田 友和										
3 専決日	令和6年（2024年）3月25日										

<p>【10】 報第21号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）池上地区道路改良その9工事請負契約の変更）</p>
	<p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 826,474,000円 ↓ 871,709,125円</p> <p>2 契約の相手方 十五・西部・大智建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区十禅寺1丁目10番14号 株式会社 十五建設 代表取締役 木野 弘道</p> <p>熊本市南区海路口町3332番地2 株式会社 西部開発 代表取締役 鹿子木 亜由美</p> <p>熊本市東区石原2丁目1番35号 大智 株式会社 代表取締役 古木 幸恵</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）3月25日</p>

<p>【11】 報第22号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線Cランプ橋（C2）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;  工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 532,522,271円  ↓  542,596,150円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区銀天町2丁目2-28  日本車輛製造 株式会社 インフラ営業部福岡営業所  所長 池野 隆雄</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）3月25日</p>
<p>（12） 報第28号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;  工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 416,566,466円  ↓  449,226,197円</p> <p>2 契約の相手方 丸成・甲斐土木建設工事共同企業体  代表者 熊本市西区松尾町近津767番地  丸成産業 株式会社  代表取締役 下田 信美</p> <p>熊本市北区楠8丁目17番27号  甲斐土木工業 株式会社  代表取締役 甲斐 俊寿</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）5月15日</p>

【13】  
報第23号

件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

1 請負金額 (1) 579,149,359円

↓

585,344,051円

(2) 585,344,051円

↓

630,432,035円

2 契約の相手方 (1) 1(1)の相手方

新星・SYSKEN・西日本・熊電建設工事共同企業体  
代表者 熊本市東区神園2丁目1番1号  
株式会社 新星  
代表取締役 山本 健吾

熊本市中央区萩原町14番45号  
株式会社 SYSKEN  
代表取締役社長 福元 秀典

熊本市南区幸田2丁目3番39号  
西日本電工 株式会社  
代表取締役 釘本 洋

熊本市東区小峯2丁目6番64号  
株式会社 熊電施設  
代表取締役社長 田中 洋

(2) 1(2)の相手方

新星・SYSKEN・西日本・熊電建設工事共同企業体  
代表者 熊本市東区神園2丁目1番1号  
株式会社 新星  
代表取締役 山本 健吾

熊本市中央区萩原町14番45号  
株式会社 SYSKEN  
代表取締役社長 上村 幸太郎

熊本市南区幸田2丁目3番39号  
西日本電工 株式会社  
代表取締役 釘本 洋

熊本市東区小峯2丁目6番64号  
株式会社 熊電施設  
代表取締役社長 田中 洋

3 専決日 (1) 1(1)の専決日 令和6年(2024年)3月28日

(2) 1(2)の専決日 令和6年(2024年)5月7日

【14】  
報第24号

件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械  
設備工事請負契約の変更）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年  
条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法  
律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

1 請負金額 (1) 472,039,041円

↓

476,140,162円

(2) 476,140,162円

↓

487,194,733円

2 契約の相手方 (1) 1(1)の相手方

旭・肥後・SYSKEN・熊電建設工事共同企業体

代表者 熊本市南区田迎6丁目11番3号

旭電業株式会社

代表取締役 吉村 俊彦

熊本市東区戸島町974番地11

株式会社 肥後設備

代表取締役 中上 博貴

熊本市中央区萩原町14番45号

株式会社 SYSKEN

代表取締役社長 福元 秀典

熊本市東区小峯2丁目6番64号

株式会社 熊電施設

代表取締役社長 田中 洋

(2) 1(2)の相手方

旭・肥後・SYSKEN・熊電建設工事共同企業体

代表者 熊本市南区田迎6丁目11番3号

旭電業株式会社

代表取締役 吉村 俊彦

熊本市東区戸島町974番地11

株式会社 肥後設備

代表取締役 中上 博貴

熊本市中央区萩原町14番45号

株式会社 SYSKEN

代表取締役社長 上村 幸太郎

熊本市東区小峯2丁目6番64号

株式会社 熊電施設

代表取締役社長 田中 洋

3 専決日 (1) 1(1)の専決日 令和6年(2024年)3月27日

(2) 1(2)の専決日 令和6年(2024年)4月24日

【15】  
報第25号

件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事  
（その2）請負契約の変更）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

1 請負金額 (1) 1,823,791,985円

↓

1,831,487,309円

(2) 1,831,487,309円

↓

1,874,361,262円

2 契約の相手方 ディエス大進・竹内・三友・大津建設工事共同企業体

代表者 熊本市中央区壺川1丁目9番49号  
ディ.エス.大進工業株式会社  
代表取締役 後藤 一利

熊本市東区尾ノ上4丁目20番11号  
株式会社 竹内工務店  
代表取締役 竹内 浩二

熊本市中央区神水本町20番10号  
株式会社 三友工務店  
代表取締役 古閑 之博

熊本市中央区米屋町3丁目15番2-10  
1号  
大津建設工業株式会社  
代表取締役 濱田 茂治

3 専決日 (1) 1(1)の専決日  
令和6年(2024年)3月28日  
(2) 1(2)の専決日  
令和6年(2024年)4月24日

<p>【16】 報第26号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（熊本競輪場競走路建設工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 753,419,355円 ↓ 781,934,941円</p> <p>2 契約の相手方 東大・東陽道建設工事共同企業体 代表者 熊本市西区小島6丁目4番2号 東大建設 株式会社 代表取締役 東 政年  熊本市東区上南部2丁目6番1号 東陽道 株式会社 代表取締役 東 誠二</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）3月25日</p>
<p>【17】 報第27号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（熊本競輪場競走路舗装工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>&lt;提出理由&gt;</p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1 請負金額 328,767,266円 ↓ 333,029,860円</p> <p>2 契約の相手方 熊本市東区御領6丁目3-77 株式会社 NIPPPO 熊本統括事業所 所長 太田 勝也</p> <p>3 専決日 令和6年（2024年）4月19日</p>